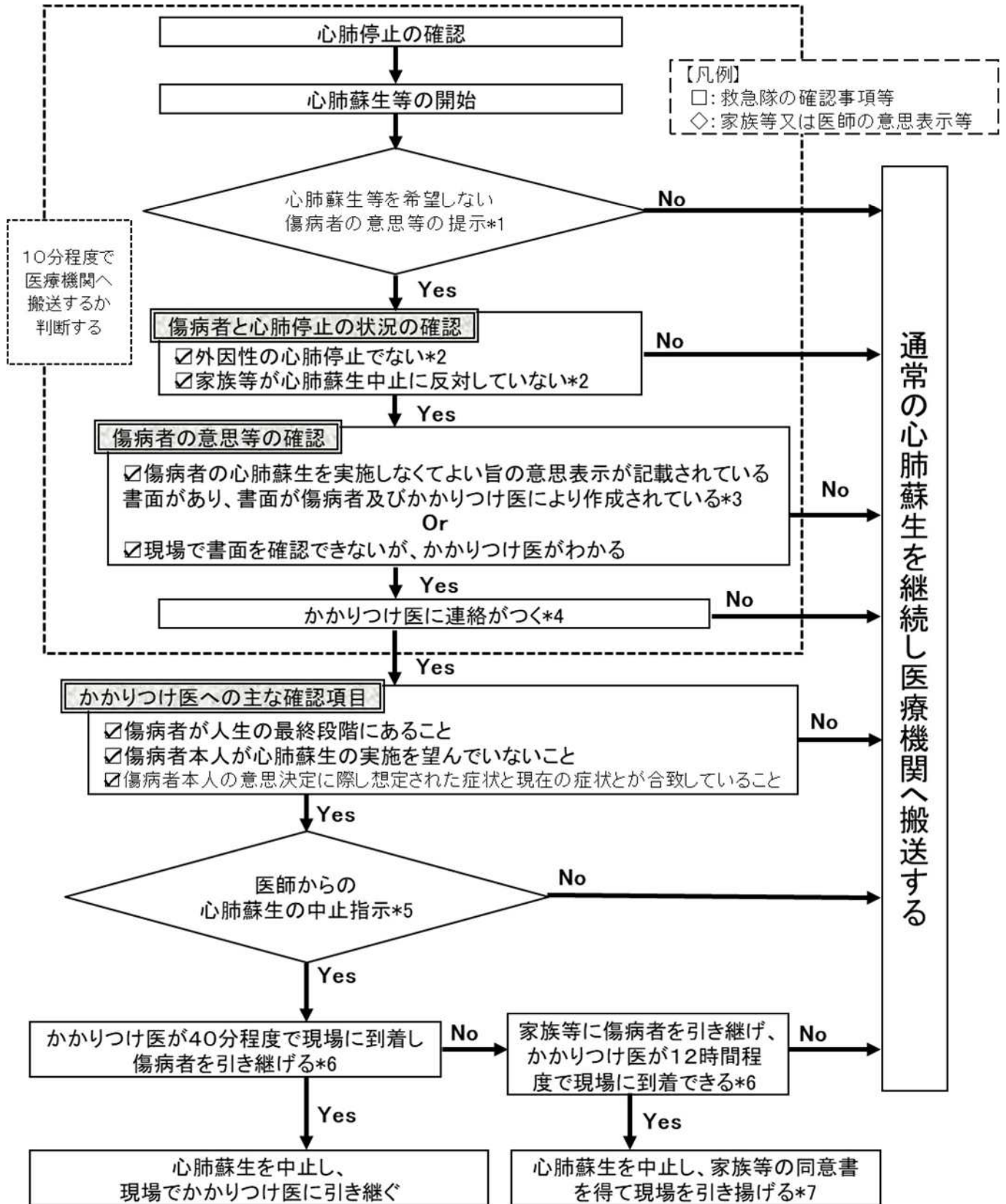


人生の最終段階にあり  
心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への  
救急隊活動要領

西三河地区メディカルコントロール協議会

# 人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない 心肺停止傷病者への救急隊活動要領



## 基本的な事項

- 1) 傷病者が明らかに死亡している場合は、本要領の対象外とする。
- 2) 人生の最終段階とは、回復不可能な疾病の末期等にあることを指す。
- 3) 心肺停止を確認したら、心肺蘇生等を希望しない旨の提示の有無に関わらず、心肺蘇生等を開始する。
- 4) 判断に迷うことがあれば心肺蘇生等の継続を優先し医療機関へ搬送する。

### \*1:(心肺蘇生を望まない傷病者の意思等の提示)

- 1) 救急隊側から積極的に傷病者の意思等を確認する必要はない。
- 2) 書面の提示をもって傷病者の意思の提示とし、口頭で伝えられた場合は書面の有無を尋ねる。
- 3) 直ちに書面の提示がない場合は、次のステップへ進む。

### \*2:(傷病者と心肺停止の状況の確認)

- 1) 外因性の心肺停止とは、交通事故、自傷、他害等を起因とした心肺停止を指す。
- 2) 心肺蘇生等の継続を求める家族等がいる場合は、心肺蘇生を望まない傷病者の意思表示が書面により提示されている場合であっても、通常的心肺蘇生を継続し医療機関へ搬送する。

### \*3:(傷病者の意思等の確認)

- 1) 書面現物を現場で確認できない場合であっても、書面(カルテを含む。)の存在をかかりつけ医に確認できればよい。
- 2) 書面が家族のみで作成されている等かかりつけ医の署名がない場合は、傷病者の意思等を確認できる書面としない。
- 3) 協議会が定める様式(別記様式1)を基本とするが、その他の様式の場合であっても、かかりつけ医の署名があれば有効な書面とみなす。

### \*4:(かかりつけ医への連絡)

- 1) かかりつけ医に連絡がつかない場合、活動開始から10分程度を目途に医療機関への搬送か継続して連絡をとるか判断する。
- 2) オンラインMC医は、かかりつけ医に比べ傷病者の心肺停止前の状況を十分には把握していないため、傷病者の意思の確認や心肺蘇生の中止の是非については判断を求めない。ただし、院内等で十分に情報共有がされ、他の医師が真のかかりつけ医と同様の判断ができる体制が整備されている場合にあってはこの限りではない。
- 3) 連絡を受けたかかりつけ医は、心肺蘇生の中止の是非を判断し、救急隊に指示する。

### \*5:(かかりつけ医からの心肺蘇生の中止指示)

- 1) 心肺蘇生等の中止は「処置の中止」であり、「死亡診断」を意味するものではない。
- 2) 書面現物を現場で確認できない場合、書面(カルテを含む。)の存在をかかりつけ医に確認する。
- 3) かかりつけ医(\*4 2)記載の他の医師を含む。)以外の医療従事者からの指示や、伝聞による指示はかかりつけ医からの中止指示があったとみなさない。

### \*6:(かかりつけ医又は家族等への引き継ぎ)

- 1) 40分程度という時間は、在宅医の往診料が保険診療として認められる距離から算定。
- 2) 12時間という時間は、厚生労働省の死亡診断書記入マニュアルに記載されている事例から算定。

### \*7:(家族等の同意書)

- 1) 協議会が定める不搬送等同意書(別記様式2)を使用する。

## 心肺蘇生に関する医師の指示書

当該患者が心肺停止となった場合、患者（あるいは代諾者）の自発的な意思に基づいて行われた「心肺蘇生等を受けない」決定を尊重し、心肺蘇生等を実施しないでください。<sup>1</sup>指示にあたっては標準的な医療水準等を考慮し、患者（代諾者）と多専門職の医療従事者間において十分な話し合いを行ったうえで、意思決定についての合意が形成されています。

患者氏名：	生年月日：	年	月	日
連絡先電話番号：	—	—		
住所：	市・郡	町		
病状の概要：（終末期の状況など）				

医師署名欄： 年 月 日

医療機関の名称：

所在地： 市・郡 町

連絡先電話番号 — —

もしくは — — （時間外）

<患者（代諾者）記入欄>

私は、何者にも強制されず、治療についての判断ができる状態で「心肺蘇生等を受けない」決定をしました。心肺蘇生等を受けなければ命が失われることを理解したうえで、上記の指示内容についてかかりつけ医等と十分に話し合い、ここに同意いたします。<sup>2,3</sup>

患者署名欄<sup>4</sup>： 年 月 日

（代筆した場合、代筆者の氏名： 患者との関係： ）

代諾者署名欄<sup>5</sup>： 患者との関係：

<sup>1</sup> かかりつけ医等の心肺蘇生等の非実施の指示

<sup>2</sup> 心肺蘇生等を希望しない旨について、かかりつけ医等と話し合ったうえで同意するという意思表示。患者が署名する場合、かかりつけ医等は、患者が健やかな精神状態にあり、治療方針に同意する能力があることを確認する。代諾者が署名する場合、代諾者は、患者の事前の意思、信念、価値観などを考慮して署名する。かかりつけ医等は代諾者による同意が患者の事前の意思や信念等を反映したもので、標準的な医療水準等を考慮した合理的な判断であることを確認し、代諾者の連絡先と合わせて患者のカルテに記録する。

<sup>3</sup> かかりつけ医等は患者若しくは代諾者と指示内容について話し合った日付を患者のカルテに記録する。

<sup>4</sup> 手が不自由など、患者が自分で署名することができない場合は代筆可。その場合はカッコ内に代筆者の氏名、患者との関係を記載する。

<sup>5</sup> 患者が自分で判断できない場合は、代諾者（家族等）が署名する。ここで言う代諾とは、患者本人に十分な判断能力が備わっていない場合、患者の代わりに同意・承諾することを指す。

## 医療機関への不搬送等同意書

<救急隊から関係者様へのお願い>

- 下記傷病者様のかかりつけ医から心肺蘇生を中止する指示を受けました。
- 当該かかりつけ医が現場にて関係者様から引き継ぐとの指示がありました。
- 下記関係者様御記入欄に御記入いただきますようお願いいたします。

### 【関係者様御記入欄】

わたくしは、次の内容を確認しました。

- 下記傷病者に対する心肺蘇生を中止することに同意します。
- 救急隊が引き揚げることに同意します。
- かかりつけ医が現場に来て診断を終えるまで傷病者本人の現状を維持します。

署 名：

傷病者氏名：

傷病者との関係： (例：夫、妻、子等)

連絡先電話番号：

以上の記入日時： 年 月 日 時 分

### 【救急隊記入欄】

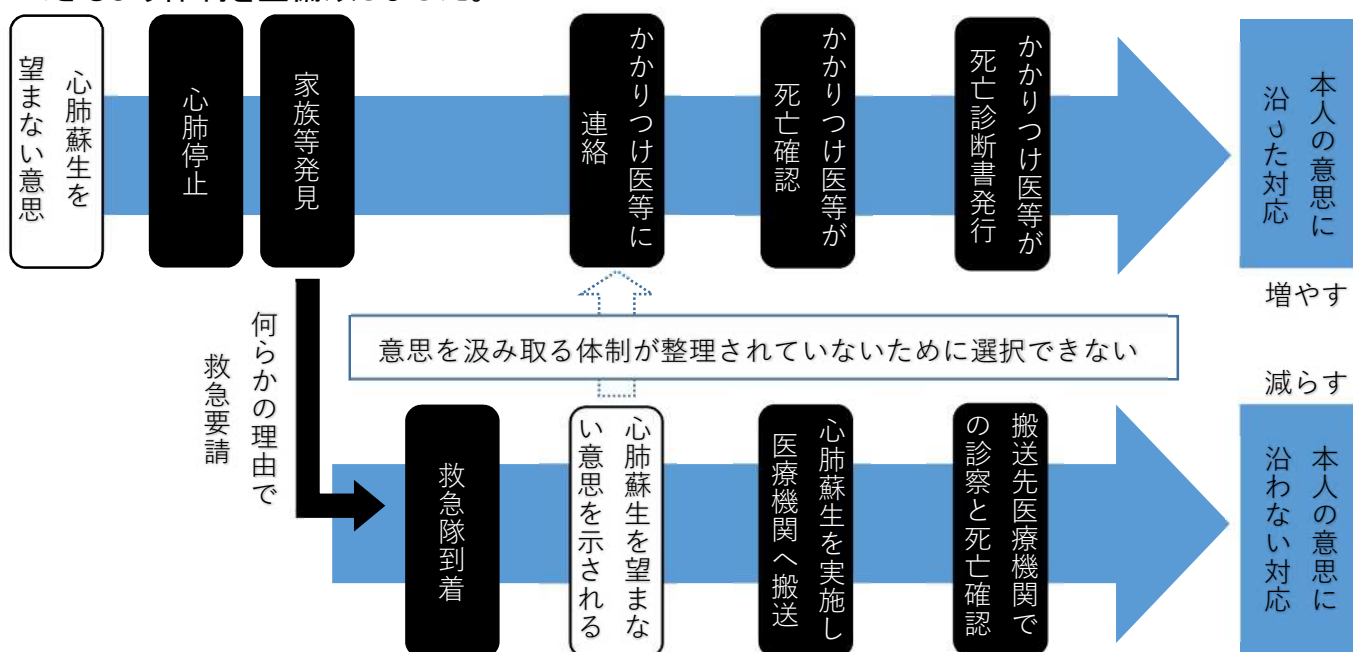
救急隊名	消防本部（局）	救急隊
記入日	年 月 日（ ）	
出動場所		
救急隊長	氏名：	
備考		

※原本は消防本部（局）が保管し、必要に応じて関係者へ写しを交付する。

# 心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

## 体制整理の必要性

- ◇ 人生の最終段階にある傷病者の中には、事前に家族や医療・ケアチームと話し合い(ACP:愛称「人生会議」)、自身が心肺停止となったときに「心肺蘇生を望まない意思」を持つ方がいます。
- ◇ 心肺停止に至った際は家族等関係者がかかりつけ医等に連絡し、自宅等でお看取りをすることが話し合われていれば、本来ならば救急隊が介入することはありません。
- ◇ しかし、少数ではありますが、家族等関係者が慌ててしまうなどして救急要請する事案が確認されています。
- ◇ 現行の法制度下では、救急隊は本人の意思によらず心肺蘇生を行い医療機関に搬送しています。
- ◇ 救急要請後、本人の意思等の提示(書面又は口頭)があった場合に、一定の条件下で意思を尊重できるよう体制を整備致しました。



## 対象とする条件

- ① ACP実践下で心肺停止状態にあること

解説・補足

ACPが行われていない場合は含まれません。心肺停止前の傷病者は含まれません。

- ② 傷病者が人生の最終段階にあること

解説・補足

回復不可能な疾病の末期、例えば悪性腫瘍の末期にある傷病者等が対象となります。

- ③ 傷病者本人に「心肺蘇生を望まない意思」があること

解説・補足

家族等の意思ではなく、あくまでACPに基づく傷病者本人の意思があった場合が対象となります。

- ④ 傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現症が合致していること

解説・補足

外因性(不慮の事故、自傷、他害等)が疑われる心肺停止は、対象とはなりません。

- ◇ 救急隊から「かかりつけ医」に連絡をして、これらの項目を確認させていただき、心肺蘇生を中止し、「かかりつけ医」または「家族等」に傷病者を引き継ぐこととしました。
- ◇ 救急隊は、かかりつけ医が上記項目を判断するために必要な情報の確保に努め、伝達します。

## 運用の細部

- ① 心肺停止の確認
- ② 心肺蘇生の実施と情報聴取

### 心肺停止の確認

- 心肺停止を確認しだい、速やかに心肺蘇生を開始します。

#### 解説・補足

- 救急隊の使命である救命を主眼とするため蘇生行為を実施します。
- 明らかに死亡している場合には、現行のとおり警察官を要請します。

- ③ 家族等から傷病者本人に「心肺蘇生を望まない意思」があることを示される

### 意思の確認方法

- 書面に限らず、口頭の情報提供も対象範囲内です。
- 救急隊から積極的に傷病者の意思を確認はしません。  
・あくまでも家族等関係者から意思の提示があった場合を想定しています。

#### 解説・補足

- 傷病者本人の「心肺蘇生を望まない意思」の確認は最終的には必ずかかりつけ医に行います。そのため、情報提供の方法は書面に限定しません。よって、書面だけを見て、かかりつけ医等に連絡せずに心肺蘇生を中止することはありません。

- ④ かかりつけ医に連絡し、傷病者の意思に誤りがないかを確認する

### かかりつけ医への確認項目

- 救急隊がかかりつけ医に救急現場の状況を説明し、次の項目を確認します。
  - ・傷病者が人生の最終段階にあること
  - ・傷病者本人が心肺蘇生の実施を望んでいないこと
  - ・傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現在の症状が合致していること

#### 解説・補足

- 救急隊からの報告内容のみでは上記項目を判断できない場合、必要な情報を救急隊から聴取してください。
- 活動開始から10分程度を目途として、医療機関へ搬送するかどうか判断します。

- ⑤ かかりつけ医が到着するまでの時間を確認する
- ⑥ 引き継げる場合に限り、かかりつけ医から心肺蘇生の中止及び不搬送の指示を受けて心肺蘇生を中止する

### かかりつけ医または家族等への引き継ぎ

- 40分程度でかかりつけ医が到着できる場合  
医師の到着を待ち、直接引き継がせていただきます。
- 12時間程度でかかりつけ医が到着できる場合  
医師の指示及び家族等の同意を得て、家族等に引き継ぎます。

#### 解説・補足

- 40分程度という時間は、在宅医の往診料が保険診療として認められる距離から算定しています。
- 12時間程度という時間は、厚生労働省の死亡診断書記入マニュアルに記載されている事例から算定しました。

## その他事項

- ◇ かかりつけ医に連絡がつかない場合や、家族等またはかかりつけ医に傷病者を引き継げない場合は、心肺蘇生を継続して愛知県「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に沿って適切な医療機関へ搬送します。
- ◇ 心肺蘇生を実施しない、死亡確認や死亡診断のための搬送は、総務省消防庁から「救急業務に該当しないと考えられる」との見解が示されているため、医療機関へ搬送することはできません。
- ◇ 心肺蘇生の中止は医師が直接行った指示に従います。医師以外の医療従事者(看護師、介護老人福祉施設職員等)からの指示や、伝聞による指示には対応できません。
- ◇ 当面の間、この取り組みを実施した事案については活動検証の対象とし、必要であれば適宜活動要領を見直していきます。